

## 答 申

### 1 審査会の結論

「補充の理由説明書（平成23年6月16日付け男女セ第109号）の起案文書（起案日平成23年6月16日）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年12月27日付けで行った訂正をしない旨の決定は妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成23年10月11日付けで保有個人情報の開示請求を行った。これに対し、実施機関は、平成23年10月23日付けで本件対象保有個人情報の開示決定を行い、申立人に通知し、開示を行った。
- (2) 申立人は、条例第29条第1項の規定に基づき、申立人の記憶の中に存在する事実と著しく相違することを理由として、実施機関に対し、平成23年11月29日付けで別表に掲げる訂正請求1ないし訂正請求3のとおり本件対象保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。これに対し、実施機関は、条例第32条第2項の規定に基づき、平成23年12月27日付け男女セ第404号で保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し、平成23年12月29日付けで本件処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年3月8日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問（以下「諮問」という。）を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年4月3日付けで申立人から意見書の提出を受けた。

(6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年5月17日、実施機関からの意見聴取を行った。

(7) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年7月19日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行うとともに、申立人から資料の提出を受けた。

### 3 申立人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報については、埼玉県個人情報保護審査会から諮問第40号に関して補充の理由説明書の提出依頼があったため、実施機関において、対応した職員に事情聴取を行い、その結果を「補充の理由説明書の提出について(回答)」(以下「補充の理由説明書」という。)としてまとめたもので、慎重・公正に作成されたものである。

(2) 訂正請求1について

ア 「補充の理由説明書」に記載した内容と申立人が求めている内容は別の場面のものである。

イ 請求人が求める訂正内容についても、国立国会図書館発行の「レファレンス」を検索したのは、申立人であり、センターではそれをプリントアウト依頼されたものであるが、その際に検索用パソコンで検索した結果をプリントアウトできない旨回答している。

ウ 埼玉県公共図書館等横断検索システムでは国立国会図書館の蔵書を検索することはできない等、申立人の主張には内容的に矛盾がある。

エ 以上から、申立人は「私の記憶の中に存在する事実と著しく相違します。」と訂正請求の理由を述べているが、申立人の主張する事実を客観的に確認できないものがないため、訂正請求に理由があると認められない。

(3) 訂正請求2について

申立人は「私の記憶の中に存在する事実と著しく相違します。」と訂正請求の理由を

述べているが、申立人の主張する事実を客観的に確認できるものがないため、訂正請求に理由があると認められない。

#### (4) 訂正請求3について

ア 本件対象保有個人情報、レファレンスの経緯を補充の理由説明書としてまとめたものであり、レファレンスは、「ライブラリーの資料を使って、資料や情報を探すお手伝いをするサービス」であって、そのために相互に信頼のもと、質問（調査）の解決に役立つ情報・資料収集のサポートをするものである。

イ 申立人の請求する訂正事項は、一方的に申立人が聞いたとされるものを羅列したものである。

ウ 申立人は「私の記憶の中に存在する事実と著しく相違します。」と訂正請求の理由を述べているが、申立人の主張する事実を客観的に確認できるものがないため、訂正請求に理由があると認められない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件訂正請求の対象について

本件訂正請求の対象は、実施機関が申立人に対し開示決定した本件対象保有個人情報である。

本件対象保有個人情報が記載されている「補充の理由説明書」は、申立人から実施機関あてに提起された異議申立てに係る諮問第40号の調査審議の手續において、実施機関が当審査会に提出するために作成した文書である。当該諮問案件の調査審議の手續においては、申立人の個人情報をどのように取得したのか等について担当職員の対応状況を確認する必要があるため、当審査会が条例第44条第4項により提出を求めたものであり、「補充の理由説明書」には実施機関の職員が担当職員から申立人との対応状況について聴取り調査を行った内容の要旨等が記載されている。

申立人は、本件対象保有個人情報の内容について自己の記憶と相違する部分があるとして、別表に掲げる訂正請求1ないし訂正請求3について、その訂正を求めているのに対し、実施機関は、申立人の主張する事実を客観的に確認できるものがないため、訂正請求に理由があると認められないとして、訂正をしない旨の本件処分を行っている。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の訂正の要否について検討する。

## (2) 訂正の要否について

ア 条例第31条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。ここで、「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいうものと解される。また、訂正請求者から明確かつ具体的な主張及び根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、同条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

そこで、以下、申立人が求めている訂正請求1ないし訂正請求3について、申立人の主張するところをもって、条例第31条に基づく訂正義務を生じさせるのかについて、個別に検討する。

### イ 訂正請求1について

(ア) 訂正請求1の対象は、本件対象保有個人情報に記載されている「依頼主の持参したメモを見て、審議会における女性比率に関する論文についての」という部分である。申立人は、当該部分の記載について、「依頼の求めに応じて、埼玉県公共図書館等横断検索システムにより、国立国会図書館発行の雑誌『レファレンス』2007年5月号（NO. 59）についての」と訂正すべきと主張する。すなわち、申立人が依頼した内容について、実施機関は「審議会における女性比率に関する論文」としているのに対し、申立人は「国立国会図書館発行の雑誌『レファレンス』2007年5月号（NO. 59）」と主張していることになる。

(イ) この点、申立人は、自己の記憶と相違する部分があると主張しているものの、当該部分の記載が事実と異なると判断できる具体的な根拠に基づく指摘が無く、また、それを根拠付ける資料の提出等も無いため、当該部分の記載が事実と反すると認めるに足る事情は存しない。

したがって、訂正請求1について、「訂正請求に理由がある」とは認められない。

### ウ 訂正請求2について

(ア) 訂正請求2の対象は、本件対象保有個人情報に記載されている「また来るから調べておいて。その時でいいよ。」という部分である。申立人は、当該部分の記載について、「連休明け頃までをお願いします。」と訂正すべきと主張する。

(イ) この点、申立人は、自己の記憶と相違する部分があると主張しているものの、当該部分の記載が事実と異なると判断できる具体的な根拠に基づく指摘が無く、また、それを根拠付ける資料の提出等も無いため、当該部分の記載が事実と反すると認めるに足る事情は存しない。

したがって、訂正請求2について、「訂正請求に理由がある」とは認められない。

#### エ 訂正請求3について

(ア) 訂正請求3の対象は、本件対象保有個人情報に記載されている「再検索のために使用目的や審議会の種類などに関するレファレンスインタビューを実施したところ、依頼主はレファレンスインタビューの内容には個人情報取扱上の問題がある旨を述べ、立ち去った。」という部分である。申立人は、当該部分の記載について、「レファレンス依頼書を右手にかざしながら、『どちらの方か（どちらの自治体の審議会の方（委員）か）』、『何を目的として求めたレファレンスなのか』、『どのような立場からの研究か』、『調べたことを何に使うのか』といったことを質問した。」と訂正すべきと主張する。

(イ) この点、申立人は、自己の記憶と相違する部分があると主張しているものの、当該部分の記載が事実と異なると判断できる具体的な根拠に基づく指摘が無く、また、それを根拠付ける資料の提出等も無いため、当該部分の記載が事実と反すると認めるに足る事情は存しない。

したがって、訂正請求3について、「訂正請求に理由がある」とは認められない。

オ 以上のことから、本件対象保有個人情報は、条例第31条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められない。

#### (3) 申立人のその他の主張について

ア 申立人は、本件処分には理由提示義務を懈怠した瑕疵がある旨主張するが、本件処分の決定通知書における訂正をしない理由の欄には、「本件保有個人情報については、対応した職員に平成23年3月事情聴取の上、作成した『保有個人情報開示決定理由説明書』及び埼玉県個人情報保護審査会からの補充の理由説明書の提出につ

いて（依頼）を踏まえ、平成23年6月に詳細な事情聴取を行い『補充の理由説明書』としてまとめたもので、慎重・公正に作成されたものである。訂正請求書には、『私の記憶の中に存在する事実と著しく相違します。』との理由と請求人の訂正を求める内容が記載されているが、その事実を客観的に確認できるものがなく、訂正請求に理由があると認められないため、訂正しません。」と記載されており、埼玉県行政手続条例第8条第1項の趣旨に照らしても、理由付記に不備があるとは認められず、かかる主張は採用できない。

イ 申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

海老原夕美、高佐智美、松村雅生

#### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 3月 8日	諮問を受ける（諮問第56号）
平成24年 3月 8日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年 4月 3日	申立人から意見書を受理
平成24年 4月19日	審議
平成24年 5月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成24年 6月21日	審議
平成24年 7月19日	申立人から資料を受理、申立人による意見陳述及び審議
平成24年 9月28日	審議
平成24年10月24日	審議
平成24年11月29日	審議
平成25年 2月 6日	答申

答申第43号（諮問第56号）別表

	本件対象保有個人情報の内容	訂正請求の内容
訂正請求1	依頼主の持参したメモを見て、審議会における女性比率に関する論文についての	依頼の求めに応じて、埼玉県公共図書館等横断検索システムにより、国立国会図書館発行の雑誌「レファレンス」2007年5月号（NO.59）についての
訂正請求2	「また来るから調べておいて。その時でいいよ。」	「連休明け頃までをお願いします。」
訂正請求3	再検索のために使用目的や審議会の種類などに関するレファレンスインタビューを実施したところ、依頼主はレファレンスインタビューの内容には個人情報取扱上の問題がある旨を述べ、立ち去った。	レファレンス依頼書を右手にかざしながら、「どちらの方か（どちらの自治体の審議会の方（委員）か）」、「何を目的として求めたレファレンスなのか」、「どのような立場からの研究か」、「調べたことを何に使うのか」といったことを質問した。